

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言の区域は、5月23日から沖縄が追加され、隣県の福岡、広島を含む10都道府県となっており、期間は6月20日まで延長される見込みです。

本県においては、感染力の強い変異株の影響等により感染者が増大を続け、医療提供体制への負荷が高まっていたことから、感染拡大防止に向けて、5月18日から集中対策を実施しているところです。

皆様のご協力のおかげで、新規感染者数の増加は抑制されているものの、入院者における中等症以上の患者の割合が高まり、全体的に入院が長期化する傾向にあることから、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、県民の皆様、企業の皆様には、感染拡大を防止し、命を預かる医療提供体制を守るため、集中対策期間を6月20日まで延長することとしましたので、以下の取組に、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜県外との往来の自粛＞

- ◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。
- ◎ 特に、政府において、隣県の福岡や広島をはじめとした「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、最大限の自粛をお願いします。
- ◎ やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。

＜外出機会の半減＞

- ◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にさせていただきますようお願いいたします。

例：まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まって行う会合やカラオケ等の自粛

※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。

- ◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ 感染力が非常に強い変異株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底を強くお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、改めて、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますよう強くお願いします。
- ◎ 県外への出張は、やむを得ない場合を除き、自粛するようお願いします。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来については、最大限自粛してください。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催をお願いします。
- ◎ 在宅勤務(テレワーク)やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、やむを得ず県外との往来があった従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年5月28日

山口県知事 村岡 嗣 政